

# オーストラリア 介護福祉(認知症・音楽療法 ・緩和ケア)視察旅行7日間

**旅行期間** :2010年11月14日(日)~20日(土) <7日間>

**会員旅行代金** :293,000円<成田空港発着:一部屋2人様宿泊/大人1名>

**一般旅行代金** :298,000円<成田空港発着:一部屋2人様宿泊/大人1名>

※燃油サーチャージ(目安約21,000円6/8現在:)、成田空港施設使用料(2,040円)、成田空港保安料(500円)及び海外空港諸税(約7,960円)が別途必要となります。

※燃油サーチャージ及び現地空港諸税は今後増減がある場合がございますので、確定料金は、ご出発前にご請求書にてご案内いたします。

【お一人部屋追加代金】38,000円 募集人員:25名 【最少催行人員:15名様以上】

**募集締切日** :2010年9月30日(木) 【満席になり次第締切ります】



介護作業(イメージ)

掲載している「イメージ」と付記されている写真は、旅行日程とは関係ない旅行目的地のイメージ、旅情等を表現したものです。

**後援** : 社団法人 日本介護福祉士会

**協力** : 日豪ヘルスリソース/アルツハイマー協会NSW支部

**旅行企画・実施** :

 **日通旅行** ( 日本通運(株)  
NIPPON EXPRESS ( 首都圏旅行支店 )

## ご案内

オーストラリアは、社会保障負担や国民所得費が相対的に低く、中負担・中福祉と位置づけられており、日本の社会保障と比較すると類似点が多く見られます。たとえば、両国では皆保険制度が導入され国民の最低限の医療が保障されています。その恩恵を受け、日本は世界第一位、オーストラリアは世界第二位の長寿国です。

両国とも伸び続ける高齢者人口に対応した高齢者ケア対策は大きな課題であり、地域ケア重視の政策が進められています。このような類似点や共通する課題も多く、相互に学びあうことができる関係として近年多くの福祉・医療関係者がオーストラリアを訪れ意見交換などがおこなわれます。

本視察旅行ではポイントを絞り込み「認知症を体験する」「高齢者のための音楽療法」「高齢者に焦点をあてた緩和ケア」など、この視察でしか経験できないようなプログラムを組み入れてご案内をさせていただきます。

この機会に、皆様のご参加をお待ち申し上げます。

社団法人 日本介護福祉士会

## 研修のポイント

- ★ 高齢者の音楽療法を学ぶ。
- ★ カルベリー病院（高齢者病棟）の緩和ケアを学ぶ。
- ★ アルツハイマー協会で「認知症を模擬体験する」を学ぶ。
- ★ 高齢者介護施設で入居者との交流

## 訪問先一例（本旅行には通訳者及び当会関係者が同行）

### アルツハイマー協会NSW支部

豪州アルツハイマー協会ニューサウスウェールズ州支部は日本人の友人の皆様の当センターへご訪問を心から歓迎しております。是非、この機会にオーストラリアの最先端をいく認知症への取り組みに関し理解を深めていただきたいと願っております。

豪州アルツハイマー協会ニューサウスウェールズ州支部は、認知症と共に生きる本人、家族、介護者のための最高機関としてアドボカシー（権利の主張を代弁）、サポート、啓発、情報サービスを提供しています。

この研修ツアーのプログラムを組まれた日豪ヘルスリソース及び企画・研修団体に敬意を表すると共に、ツアー参加者の皆様のオーストラリアでの体験が、有益で実り多いものとなるよう祈念しております。

ジョン ワトキンス 豪州アルツハイマー協会NSW支部（最高業務執行責任者）

### アングリカン・リタイアメント・ビレッジ

アングリカン・リタイアメント・ビレッジは、1959年英国教会のモウル宣教師の妻が、退職した牧師と教会関係者が定住できる場所をキャッスル・ヒルに創設したことに由来しています。

その後アングリカン・リタイアメント・ビレッジは、その規模も多くなり多様なサービスを提供するようになり、現在ではオーストラリア全体で22箇所に拠点地を置き、約3500人のクライアントにサービスを提供しています。

キャッスル・ヒルの拠点地は、南半球最大の高齢者介護提供施設です。

アングリカン・リタイアメント・ビレッジでは、施設内で介護3級資格を得るための教育訓練も行っています。

# 募 集 要 項

**旅行期間** :2010年11月14日(日)~20日(土) <7日間>

**会員旅行代金** :293,000円<成田空港発着:一部屋2人様宿泊/大人1名>

**一般旅行代金** :298,000円<成田空港発着:一部屋2人様宿泊/大人1名>

※燃油サーチャージ(目安6/8時点:約21,000円)、成田空港施設使用料(2,040円)、成田空港保安料(500円)及び海外空港諸税(目安6/8時点:約7,960円)が、別途必要となります。

※燃油サーチャージ及び現地空港諸税は今後増減がある場合がございますので、確定料金は、ご出発前にご請求書にてご案内いたします。

◆**利用予定ホテル**: シドニー メルキュールシドニーホテル又は同等クラス

◆**利用予定航空会社**: カンタス・オーストラリア航空(QF)

◆**食事回数**:朝食4回、昼食4回、夕食0回 ◆**添乗員は同行しませんが現地ガイドが案内します。**

◆**お一人部屋追加代金** 38,000円 ◆**最少催行人員**:15名様以上

## 視 察 日 程 表

日	月日	発着地/滞在地	現地時間	交通機関	摘 要	食事
1	2010年 11月14日 (日)	東京(成田) 発	20:00	QF022 (予定)	夜: 空路、シドニーへ向かいます。  (機中泊)	夕:機
2	11月15日 (月)	シドニー 着	07:55	専用バス	朝: シドニー着後、専用バスにてシドニー市内へ 午前:シドニー市内見学。 【マッコリー岬(下車)、ハーバーブリッジ(車窓)など】 午後: ホテルにて休息  (シドニー泊)	朝:機 昼:○ 夕:×
3	11月16日 (火)	シドニー	終日	専用バス	終日: <b>オーストラリアの福祉・医療制度と音楽療法</b> ① オーストラリアの福祉・医療制度の概要 ② オーストラリアにおける音楽療法の概要 ③ 高齢者のための音楽療法 ④ 音楽療法を体験する ⑤ 質疑応答  (シドニー泊)	朝:○ 昼:○ 夕:×
4	11月17日 (水)	シドニー	終日	専用バス	終日: <b>カルベリー病院訪問</b> ① 病院・高齢者ケア施設・在宅における緩和ケア概要 ② 緩和ケアにおける心の支援について ③ 介護支援教育について ④ 残された人々へのケアについて  (シドニー泊)	朝:○ 昼:○ 夕:×
5	11月18日 (木)	シドニー	終日	専用バス	終日: <b>アルツハイマー協会運営 家族リソースセンター</b> ① オーストラリアの認知症ケア概要 ② 認知症模擬体験について ③ 認知症を持つ家族の支援について(カウンセリング) ④ 質疑応答  (シドニー泊)	朝:○ 昼:○ 夕:×
6	11月19日 (金)	シドニー 発	22:05	QF021 (予定)	午前: <b>アングリカンリタイアメントビル</b> ① 高齢者介護施設の入居者と交流 午後: 自由行動 夜: 空路、帰国の途へ  (機中泊)	朝:○ 昼:×
7	11月20日 (土)	東京(成田) 着	06:10	専用バス	朝: 成田空港到着。 通関手続き終了後、自由解散。	朝:機

※ 上記日程は現地の交通機関、現地事情により変更になる場合がございます。

■ 時間帯の目安: 早朝=4:01-6:00 朝=06:01-08:00 午前=08:01-12:00 午後=12:01-18:00 夜=18:01-23:00 深夜=23:01-04:00

《シドニー》

◆メルキュール シドニー

11/15~11/19(4泊)



シドニーにおける公共交通機関の中心であるセントラル駅に隣接する真新しいホテル。主要な観光名所や市の中心部へも近い便利なロケーション。レストラン、ビジネスセンターなど館内施設も充実している。



旅行条件(要約)

【募集型企画旅行契約】

(1)この旅行は、日本通運株式会社首都圏旅行支店(東京都港区東新橋1-9-3、観光庁長官登録旅行業第19号)(以下当社と言います。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約[以下「旅行契約」という]を締結することとなります。

(2)旅行契約の内容・条件は、当パンフレットによるほか、別途お渡しする海外募集型企画旅行条件書、確定書面(最終日程表)及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

【旅行のお申し込み・契約成立の時期】

当社所定の旅行申込書にご記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。

申込金 50,000円(お1人様につき)

申込金は旅行代金、取消料、違約料の一部として取り扱います。お客様との旅行契約については、当社の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものといたします。

【旅行代金のお支払い】

残金はご旅行出発の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

【旅行代金に含まれるもの】

旅行日程に明示した利用交通機関の運賃、料金、バス料金観光料(バス料金、ガイド料金、入場料)・旅行日程に明示した宿泊料金及び税、サービス料金(バス・トイレ付き2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)・旅行日程に明示した食事料金(機内食を除く)・手荷物運搬料金(原則としてお1人様1個。ただし、航空会社の規定重量、容積、個数の範囲内)・団体行動に必要な心付・通訳料金

【旅行代金に含まれないもの】

旅券印紙代証紙代(11,000円~16,000円)・査証料、予防接種料金、傷害疾病保険料、渡航手続取扱料金(お客様自身が作成、申請された場合は不要です。)

1) 出入国記録書その他を当社で作成したとき ..... 4,200円

2) 旅券申請書を作成したとき ..... 3,675円

3) 査証申請書類を当社で作成・取得したとき(1か国) ... 4,200円

超過手荷物料金・飲み物代、クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ、メイド等に対する心付・追加飲食代その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税金、サービス料・お一人部屋を利用される場合の追加料金・日本国内の空港施設使用料及び航空保安料・各国空港税・燃油サーチャージ・航空保険料・日本国内における自宅から発着空港(または集合/解散場所)までの交通費、宿泊料・希望者のみ参加するオプションツアーの旅行代金・旅行日程中の空港税・運送機関の課す付加運賃・料金・お客様の傷害・疾病に対する医療費

【旅行契約内容・代金の変更】

当社は、旅行契約の内容を変更し、旅行代金を変更することがあります。詳しくは、「条件書」によります。

【取消料】

お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。当社の責任とならないローン、渡航手続きの事由によるお取消の場合も下記取消料をいただきます。

解除時期等	取消料
☆=旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	40~31日目 (ピーク時のみ) 旅行代金の10%
	30~3日目 旅行代金の20%
☆=旅行開始日の前日から起算してさかのぼって前々日、前日、当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

※「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までのそれぞれの発日を行います。

【当社の責任】

当社は当社又は手配代行者がお客様に損害をあたえた時は損害を賠償いたします。(お荷物に関する賠償限度額は当社に故意または重大な過失がある場合を除きお1人15万円までとし、損害発生の日から起算して21日以内に通知された場合)その他は「条件書」によります。

【特別補償】

当社は責任の有無にかかわらず、お客様が当旅行中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。詳しくは「条件書」によります。

【旅程保証】

旅行日程に重要な変更が行われた場合には、当社はその変更の内容に応じて変更保証金を支払います。詳しくは「条件書」によります。

【お客様の実行】

当社はお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った時はお客様から損害の賠償を申し受けします。

【クレジットカード利用の通信契約】

当社は当社が提携するクレジットカード会社の会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に電話その他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。その場合、会員は「出発日」「旅行名」に加えて「カード名」「カード番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合、当社が受諾した時に成立し、その他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

【最少催行人員】

日程表に記載。これに満たない場合、旅行の実施を中止することがあります。ただし、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目(ピーク時発旅行の場合は33日目)にあたる日より前に通知いたします。

【現地手配代行者との連絡方法】

添乗員が同行しない場合の現地での手配代行者との連絡方法は最終日程表に明示します。

【最終日程表の交付時期】

確定した主な運送機関名及び宿泊ホテル名が記載された最終日程表は旅行開始日の前日までに交付します。ただし、旅行開始日の7日前以降にお申込みいただいた場合には旅行開始日当日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

【個人情報の取り扱いについて】

当社及び下記「販売店」(欄記入の受託販売店は、旅行申込の際にお申込書にご記入いただきましたお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込んだ旅行の手配において必要な範囲内で運送・宿泊機関等及び手配代行者に提供させていただきます。

【旅行条件・旅行代金の基準日】

この旅行条件は、下記の日付を基準としています。2010年6月10日

旅行企画・実施



観光庁長官登録旅行業第19号 東京都港区東新橋1-9-3



(社)日本旅行業協会正会員  
ボンド保証会員



旅行業公正取引  
協議会会員

【旅券のご案内】

今回のご旅行では帰国時まで有効な旅券が必要です。また、日本国籍以外の方につきましては査証が必要となる場合がございます。販売店にご確認ください。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ: <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でご確認下さい。渡航先(国または地域の)衛生状況については、「厚生労働省検査感染症情報ホームページ: <http://www.forth.go.jp/>」でご確認下さい。

※ 外務省の「海外危険情報」については:渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ: <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でご確認下さい。渡航先(国または地域の)衛生状況については、「厚生労働省検査感染症情報ホームページ: <http://www.forth.go.jp/>」でご確認下さい。

お申し込み・お問い合わせは



日本通運(株)首都圏旅行支店 営業第六課

〒105-8322 東京都港区東新橋1-9-3 日通本社ビル18階

TEL:03-6251-6356 FAX: 03-6251-6366

営業時間/ 09:00~18:00(月~金) ※土・日・祝祭日はお休みさせていただきます

総合旅行業務取扱管理者: 渡辺 雅之

担当: 奥野・佐久間・徳永